平保健第 429 号
令和４年３月９日

指定就労移行支援事業所　　管理者 様
指定就労継続支援Ａ型事業所　管理者 様
指定就労継続支援Ｂ型事業所　管理者 様
指定就労定着支援事業所　　管理者 様

平泉町保健センター所長

就労継続支援事業等の在宅利用に係る本町の取扱い等について

平素は、本町障害者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和３年度障害福祉サービス等報酬改定を受け、就労系障害福祉サービスの在宅支援の対象者は、「在宅支援を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」と要件が変更となり、令和３年度以降は常時の取り扱いとすることが示されたところです。

つきましては、当町におきましては、次のとおり取り扱うこととしましたので、御確認の上御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　在宅利用の対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であり、かつ在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

２　在宅でのサービスに係る支給決定について

対象となる者については、「サービス等利用計画（案）」および、サービス提供事業所が作成した「就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）における在宅利用に係る申立書（以下「申立書」）」をもとに在宅サービス利用の可否について町で支給決定を行います。

受給者証には、「在宅利用可」と印字されます。在宅サービスを提供する事業者側でも必ず受給者証の確認を行ってください。

３　提出書類について

サービス利用申請者が必要書類を平泉町保健センターへ提出していただくようお願いいたします。

【留意点】
適用開始日については、原則として、申立書提出日以降となります。やむを得ず提出が遅れるなど、個別の事情がある場合については、平泉町保健センターへ御相談ください。

（※）新規又は変更の申請書類

申請	申請書類
新規	①介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 ②計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書 ③計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書 ④サービス等利用計画案 ⑤申立書 ⑥利用予定事業所の運営規定の写し（在宅で実施する訓練内容及び支援内容が記載されているもの）
変更	①介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書 ②サービス等利用計画案 ③申立書 ④利用予定事業所の運営規定の写し（在宅で実施する訓練内容及び支援内容が記載されているもの）

4　運営規程について

サービスを提供する事業所は、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくことが必要です。

つきましては、令和３年４月１日以降に在宅サービス支援を実施する事業所は、（別紙２変更届の提出について）を御参照の上、必要に応じて届出を行ってください。

（※届出先：県南広域振興局指導監査課）

5　サービス提供について

⑴　通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。なお、在宅利用の支援に当たり、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューについて個別支援計画に位置付けること。

⑵　在宅利用者の支援に当たり、１日２回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、１日２回を超えた対応も行うこと。

⑶　緊急時の対応ができること。

⑷　在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

⑸　事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を１週間につき１回は行うこと。

⑹　在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又

は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

⑺　「⑸」が通所により行われ、あわせて「⑹」の評価等も行われた場合、「⑹」による通所に置き換えて差し支えないこと。

６　その他留意点について

⑴　在宅と通所に支援を組み合わせることも可能であること。

⑵　利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にも「５」の「⑴」から「⑺」までの要件を全て満たす必要があること。

【別添資料】

別紙１：「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る申立書」
別紙２：「変更届の提出について」
別紙３：「支給決定等の流れ」
参考：「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」
参考：「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン」

【担当】
平泉町保健センター
電話：0191-46-5571 ﾌｧｯｸｽ：0191-46-2204
Mail：hoken@town.hiraizumi.iwate.jp